



豊川市政記者クラブ加盟社 各位

平成 28 年度組織機構改革について

市では、平成 28 年 4 月 1 日から、次のとおり組織機構改革を実施します。

今回の改革は、平成 28 年度から始まる第 6 次豊川市総合計画の実現に向け、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない子育て支援の充実、災害対応機能の強化による防災対策の推進及び全庁的なファシリティマネジメント機能強化などへの対応を図ることができるよう組織体制を構築するとともに、適正な組織体制とするため、支所機能等を見直します。

また、社会情勢の変化に対応するため、係の見直しや事務移管を行うことで、市民サービスの向上を図ります。

以上により、市の組織は、平成 27 年 4 月 1 日に比べ 1 部 4 係増加し、1 課が減少するため、1 3 部 4 9 課 1 4 0 係 4 支所（市民病院は除く。）となります。

1 平成 28 年度組織機構改革等の概要

区分	No.	件 名	掲載
部	1	健康福祉部を福祉部と子ども健康部に再編（1 部増）	P 3
課	2	管財契約課を契約検査課と財産管理課に分割し、公共施設マネジメント係を新設（1 課 1 係増）	P 4
	3	子ども課を子育て支援課と保育課に分割し、係を再編（1 課 2 係増）	P 5
	4	一宮地区建設課を廃止し、区画整理課の換地係と計画係を統合するとともに、組合指導係を新設（1 課減）	P 6
	5	一宮総合支所地域振興課と生活窓口課を廃止し、4 支所を市民部へ移管（2 課減）	P 7
	6	消防本部防災対策課を企画部へ移管	P 8
	係	7	福祉課に生活支援係を新設（1 係増）
8		保健センターの母子保健係を妊産婦保健係と乳幼児保健係に分割（1 係増）	P 10
9		商工観光課の統計消費係を統計係へ名称変更	P 11
10		下水管理課と下水整備課の事務分担を見直し、係を再編（1 係減）	P 12

その他 (事務移管等)	11	企画政策課のシティセールスの推進に関する事務を秘書課広報広聴係へ移管	P 13
	12	企画政策課の行政改革の推進に関する事務を行政課行政係へ移管	P 13
	13	道路維持課道路維持係の現場パトロール、修繕担当を本庁から一宮庁舎及び御津庁舎へ配置	P 13
	14	空家等対策を総括する課を建築課とし、空家等に関する相談窓口を住宅係に一本化	P 13

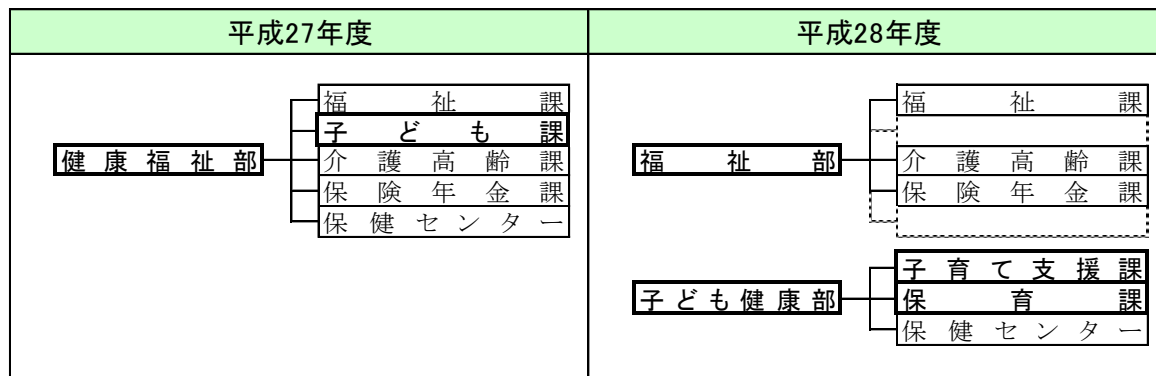
○ 各組織機構改革の内容【部】

1 健康福祉部を福祉部と子ども健康部に再編

(1) 概要及び方針

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない子育て支援の充実を図るため、健康福祉部を「福祉部」と「子ども健康部」に再編します。これに伴い、子ども課を「子育て支援課」と「保育課」に分割します。

(2) 改正の概要図



○ 各組織機構改革の内容【課】

2 管財契約課を契約検査課と財産管理課に分割し、財産管理課に公共施設マネジメント係を新設

(1) 概要及び方針

公共施設等総合管理計画策定など全庁的なファシリティマネジメント機能強化に対応するため、管財契約課を「契約検査課」と「財産管理課」に再編します。

また、これに伴い、「公共施設マネジメント係」を新設するとともに、管財係は、支所機能の見直しにより、財産区管理会の業務を担当します。

(2) 改正の概要図



(3) 事務の内容

ア 契約検査課

(ア) 契約係

現行の管財契約課契約係の業務

(イ) 検査係

現行の管財契約課検査係の業務

イ 財産管理課

(ア) 管財係

公有財産及び物品の管理の総合調整、公有財産及び物品の取得、管理及び処分、公有財産及び物品の損害保険、庁舎及び構内の管理、公用自動車等の集中管理、土地開発基金、土地開発公社との連絡、財産区管理会に関すること。

(イ) 公共施設マネジメント係

公共施設のマネジメント、公共施設等の総合管理に関すること。

3 子ども課を子育て支援課と保育課に分割し、係を再編

(1) 概要及び方針

子育て支援及び保育サービスの充実、配慮が必要な家庭や子どもへの支援など、子ども・子育て支援新制度等に総合的に対応するため、子ども課を「子育て支援課」と「保育課」に分割します。これに伴い、子ども育成係を「子育て支援係」と「子ども家庭係」に分割し、子ども保育係を「管理係」と「保育係」に分割します。

(2) 改正の概要図



(3) 事務の内容

ア 子育て支援課

(ア) 子育て支援係

児童福祉の企画及び調整、子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て会議との連絡、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）、交通児童遊園及び児童館の管理運営、子育て支援センター、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター、利用者支援事業、児童発達支援の検討、児童福祉団体の育成及び指導に関すること。

(イ) 子ども手当係

現行の子ども課子ども手当係の業務

(ウ) 子ども家庭係

家庭児童相談室の運営、養育支援訪問事業、児童虐待防止、子育て短期支援事業、要保護児童対策協議会との連絡、主任児童委員に関すること。

イ 保育課

(ア) 管理係

市立保育所の管理運営、市内保育所の配置及び整備計画、認可保育所等を経営する法人等との連絡、地域型保育事業の認可、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等、私立幼稚園協会との連絡、私立幼稚園就園奨励費補助、私立幼稚園運営費補助及び施設整備費借入金利子補給補助金、保育所入所児童の給食指導に関すること。

(イ) 保育係

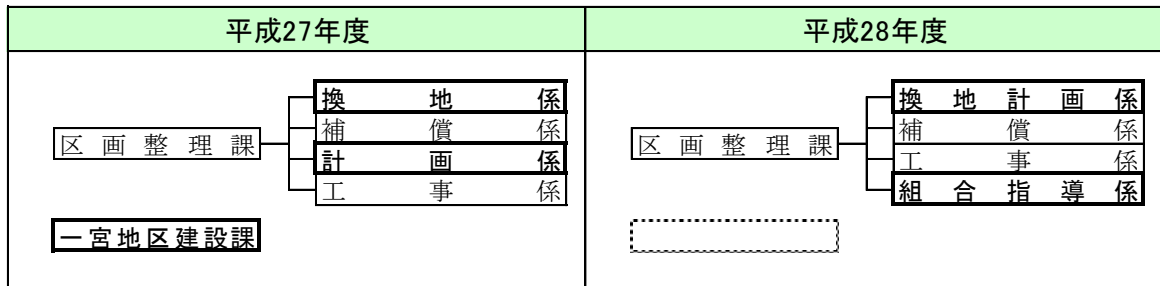
子どものための教育、保育給付に係る支給認定等、保育所の利用決定及び利用料等、保育計画、保育士の指導研修に関すること。

4 一宮地区建設課を廃止し、区画整理課の換地係と計画係を統合するとともに、組合指導係を新設

(1) 概要及び方針

保留地販売の促進を図るため、技術的な連携が図れるよう計画係と換地係を「換地計画係」に統合します。また、大木地区の区画整理事業が収束に近づいていることから、一宮地区建設課を廃止し、区画整理課内に「組合指導係」を新設して組織の合理化を図ります。なお、一宮地区の道路、公園等維持管理業務は、3支所と同様に道路維持課及び公園緑地課の業務とします。

(2) 改正の概要図



(3) 事務の内容

ア 換地計画係

現行の区画整理課換地係の業務、土地区画整理事業に係る企画、調査及び調整、主管事業に係る認可の申請に関すること。

イ 補償係

現行の区画整理課補償係の業務

ウ 工事係

現行の区画整理課工事係の業務

エ 組合指導係

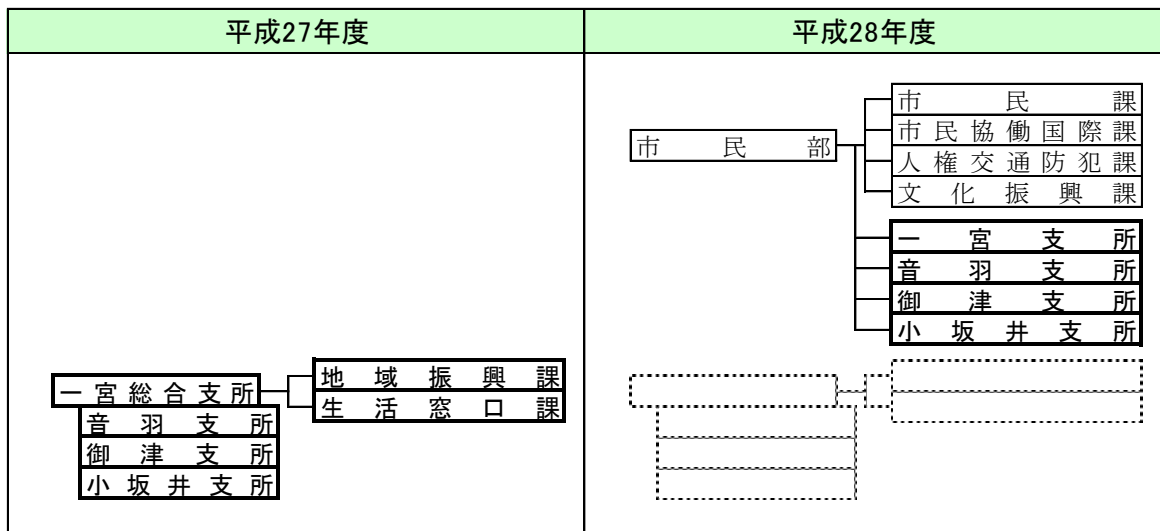
一宮大木土地区画整理組合が施行する事業の促進のための助言及び援助、土地区画整理法による主管事業の施行地区内における建築行為等の許可、土地区画整理組合の設立準備の技術的援助、設立及び認可等に関すること。

5 一宮総合支所地域振興課と生活窓口課を廃止し、4支所を市民部へ移管

(1) 概要及び方針

行政経営改革アクションプランの支所機能の見直しにより、一宮総合支所地域振興課と生活窓口課を廃止し、他3支所と同等とするため、総合支所を支所としたうえで、4支所を市民部へ移管します。移管することに伴い、財産区管理会や道路等維持管理業務などの事務を本庁へ集約しますが、行政サービスの水準を極力低下させないよう、引き続き、各地域における行政の身近な窓口としての役割を果たしていきます。

(2) 改正の概要図



(2) 事務の移管

現行の一宮総合支所及び他3支所の事務を見直し、以下のとおり事務を移管します。

番号	各支所の事務	移管先
①	一宮、赤坂、長沢、萩財産区管理会との連絡に関する こと。(一宮総合支所、音羽支所)	財産管理課
②	道路、公園、児童遊園、橋りょう、河川、排水路、交 通安全施設等所管に属する施設に係る維持管理に関す ること。(音羽支所、御津支所及び小坂井支所)	道路維持課、 公園緑地課、 農務課
③	漁港の維持管理に関すること。(御津支所)	道路維持課
④	本宮まつり(一宮総合支所)	商工観光課

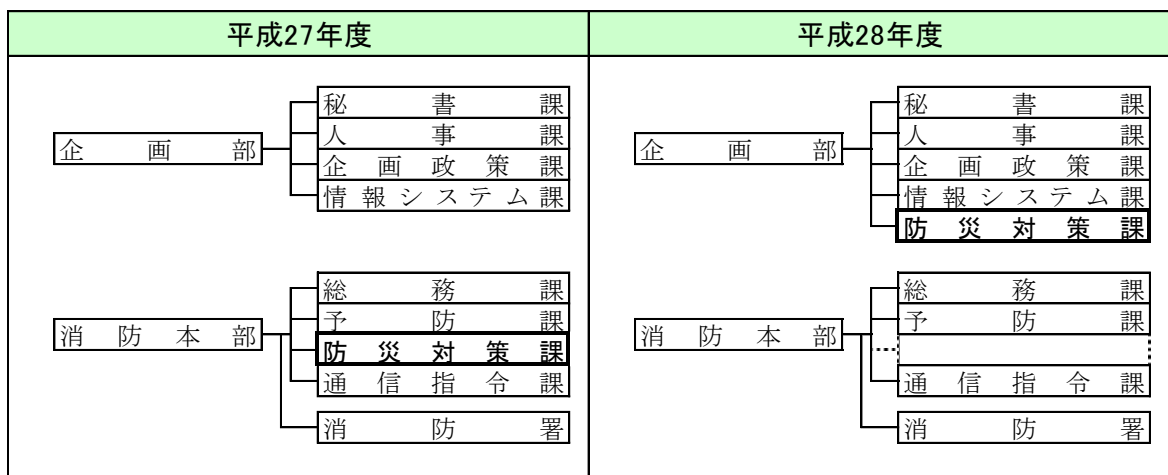
6 消防本部防災対策課を企画部へ移管

(1) 概要及び方針

地震・津波、風水害などの大規模災害が発生した場合、各部署を統括し、全庁的な調整を行う業務と、消火、救急、救助、救出といった消防署の各部隊を指揮する業務を分割することで、災害対応機能を強化します。

また、地震対策アクションプラン、国土強靱化地域計画といった災害対策に係る計画の策定及び調整並びにその総括体制や、新型インフルエンザ等の危機管理に関する総合調整体制の強化を図るため、防災対策課を消防本部から「企画部」へ移管し、防災対策課の企画調整機能を強化することにより事業を推進します。

(2) 改正の概要図



(3) 事務の内容

ア 防災対策課

(ア) 防災対策係

現行の防災対策課防災対策係の業務、地震対策アクションプランの策定及び調整並びにその総括、国土強靱化地域計画の策定及び調整並びにその総括、防災及び減災意識の普及啓発、危機管理に係る事務の総合調整に関すること。

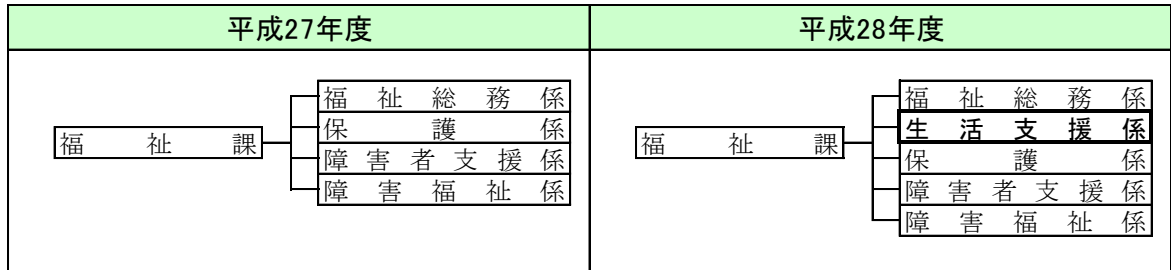
○ 各組織機構改革の内容【係】

7 福祉課に生活支援係を新設

(1) 概要及び方針

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者等への総合的な支援を実施するため、「生活支援係」を新設します。

(2) 改正の概要図



(3) 事務の内容

ア 福祉総務係

現行の福祉課福祉総務係の業務

イ 生活支援係

生活困窮者の自立支援、民生委員・児童委員に関すること。

ウ 保護係

生活保護、行旅病人、行旅死亡人等、中国残留邦人等に対する支援給付に関すること。

エ 障害者支援係

現行の福祉課障害者支援係の業務

オ 障害福祉係

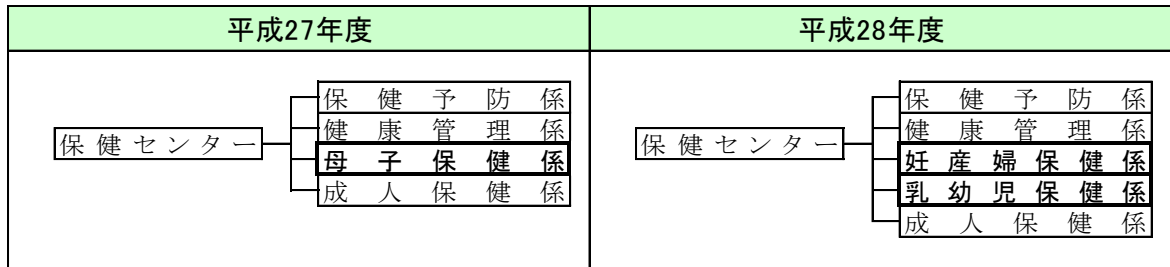
現行の福祉課障害福祉係の業務

8 保健センターの母子保健係を妊産婦保健係と乳幼児保健係に分割

(1) 概要及び方針

係の規模の適正化を図るため、母子保健係を「妊産婦保健係」と「乳幼児保健係」に分割します。

(2) 改正の概要図



(3) 事務の内容

ア 保健予防係

現行の保健センター保健予防係の業務

イ 健康管理係

現行の保健センター健康管理係の業務

ウ 妊産婦保健係

思春期の健康相談及び健康教育、妊娠届、低体重児の届出及び母子健康手帳、妊産婦の保健指導、妊産婦の健康相談及び健康教育、養育医療の給付、一般不妊治療費の助成に関すること。

エ 乳幼児保健係

乳幼児の保健指導、乳幼児の健康診査、乳幼児の健康相談及び健康教育、乳幼児の支援に関すること。

オ 成人保健係

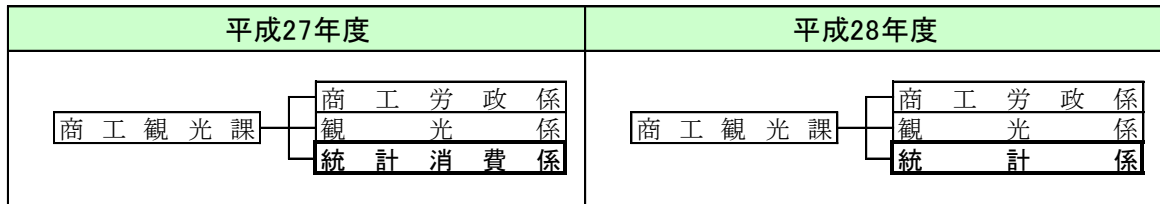
現行の保健センター成人保健係の業務

9 商工観光課の統計消費係を統計係に名称変更

(1) 概要及び方針

消費生活に関する事務のうち、主な事務である消費生活相談等に関する事務が、東三河広域連合へ移管されることに伴い、統計消費係の名称を「統計係」へ変更します。

(2) 改正の概要図



(3) 事務の内容

ア 商工労政係

現行の商工観光課商工労政係の業務

イ 観光係

現行の商工観光課観光係の業務

ウ 統計係

統計、計量、消費者団体、東三河広域連合（消費生活）との連絡に関すること。

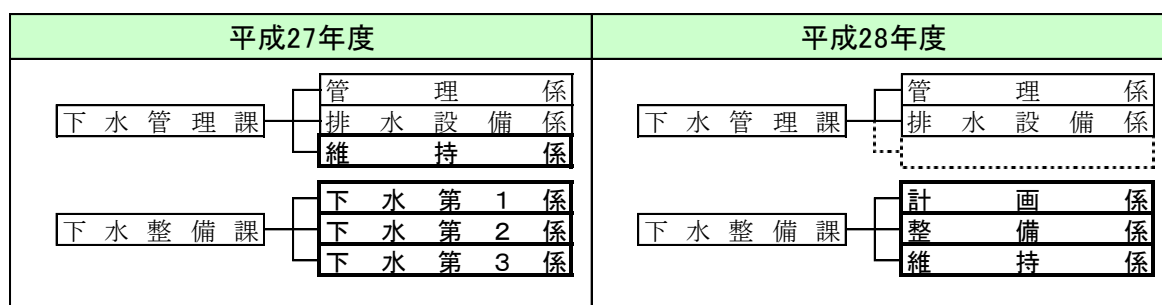
10 下水管理課と下水整備課の事務分担を見直し、係を再編

(1) 概要及び方針

下水道施設の長寿命化に向けた体制の強化及び事務効率の向上のため、下水管理課と下水整備課の事務を見直し、下水管理課の維持管理業務を下水整備課に移管することで、下水管理課は企業会計への移行を進めるとともに、下水整備課は、予防保全に向けた体制の強化を図ります。

また、下水整備課の業務の内容をわかりやすくするため、係の名称を変更します。

(2) 改正の概要図



(3) 事務の内容

ア 下水管理課

(ア) 管理係

現行の下水管理課管理係の業務、公営企業会計に関すること。

(イ) 排水設備係

排水設備等の普及促進、排水設備等の工事検査及び使用開始等届出の受付、排水設備等資金の融資のあっせん及び利子補給、排水設備指定工事店に関すること。

イ 下水整備課

(ア) 計画係

下水道整備に係る計画業務、豊川流域下水道推進協議会作業部会の開催、公共下水道及び農業集落排水に係る工事の設計、施行、用地買収、補償及び登記に関すること。

(イ) 整備係

公共下水道及び農業集落排水に係る工事の設計、施行、用地買収、補償及び登記、工事の執行管理及び工事台帳の作成、会計検査及び完了認定検査に係る調書の作成、国県補助事業に係る申請業務等、起債計画に係る資料等の作成に関すること。

(ウ) 維持係

現行の下水管理課維持係の業務、下水道施設の維持管理に係る計画業務、公共下水道及び農業集落排水に係る工事の設計、施行、用地買収、補償及び登記、接続ますの設置に係る工事の設計及び施行に関すること。

○その他（組織改正を伴わない事務移管等の概要及び方針）

- 11 **企画政策課シティセールスの推進に関する事務を秘書課広報広聴係へ移管**
類似事務の集約等による事務効率の向上のため、秘書課広報広聴係が所管する広報とよかわ、ホームページ、SNS等を活用したシティセールスを推進することで、より効果的、効率的な取り組みの推進を図ります。
- 12 **企画政策課行政改革の推進に関する事務を行政課行政係へ移管**
行政改革の推進に関する事務は、行政運営全般にわたる事務の効果と効率性を高める取り組みでもあることから、その実効性を一層高めるため、行政課行政係の行政組織及び行政運営の総括調整を行う事務に集約することで、より効果的、効率的な取り組みの推進を図ります。
- 13 **道路維持課道路維持係の現場パトロール、修繕担当を本庁から一宮庁舎及び御津庁舎へ配置**
本庁を拠点として東西の2班編成により業務を行っていたものを、一宮庁舎及び御津庁舎へ拠点を分散することにより、地域性を考慮したきめ細かな対応と早急な修繕を行い市民サービスの向上を図ります。
- 14 **空家等対策を総括する課を建築課とし、空家等に関する相談窓口を住宅係に一本化**
空家等対策は、建築、防犯、防火、衛生等多岐にわたり関係課が多いため、空家等対策を総括する課を建築課として推進体制を確立し、相談窓口を住宅係に一本化することにより市民サービスの向上を図ります。

【お問合せ先】

豊川市役所 総務部 行政課 中西・山本

TEL:0533-89-2123 Eメール: info@city.toyokawa.lg.jp